

ID: 1087

担当部署: こども福祉部 福祉室 高齢介護課

処分の概要	被保険者証の再交付
法令名称 根拠条文	介護保険法施行規則 第27条第1項
法令番号	平成11年厚生省令第36号
【根拠条文】 (被保険者証の再交付及び返還) 第27条 被保険者証の交付を受けている者は、当該被保険者証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに、第1号に掲げる事項(第2号に掲げる書類を提示する場合には、第1号イ及びハに掲げる事項)を記載した申請書を市町村に提出して、その再交付を申請しなければならない。 (1) 次に掲げる事項 イ 氏名、生年月日及び住所 ロ 個人番号 ハ 再交付申請の理由 (2) 氏名及び生年月日又は住所(以下「個人識別事項」という。)が記載された書類であって、次に掲げるもののいずれかに該当するもの イ 個人番号カード(番号利用法第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(平成26年内閣府・総務省令第3号。以下「番号利用法施行規則」という。)第1条第1項第1号に掲げる書類 ロ イに掲げるもののほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該申請を行う被保険者が当該書類に記載された個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして市町村長が適当と認めるもの ハ イ及びロに掲げるもののほか、番号利用法施行規則第2条第3項第1号に掲げる書類(介護保険の被保険者証を除く。)又は官公署から発行され、若しくは発給された書類その他これに類する書類であって市町村長が適当と認めるもののうち2以上の書類 2 被保険者証を破り、又は汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その被保険者証を添えなければならない。 3 被保険者は、被保険者証の再交付を受けた後、失った被保険者証を発見したときは、直ちに、発見した被保険者証を市町村に返還しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。	
標準処理期間	7日
備考	

設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日
-----------	-----------	---------	----------